

「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール NEWS



第25号 2016年9月1日発行
ブログURL: <http://ianhu.cocolog-nifty.com>



編集・発行：「慰安婦」問題と
ジェンダー平等ゼミナール
住所：〒113-0021 東京都文京区
本駒込6-14-8-602 吉川気付
電話・FAX：03-5976-5188
発行回数：年4回（2.5.9.12月）
2010年7月15日創刊
定価：1部50円 会員は会費に含む

「慰安婦」問題など

安倍首相に申し入れ書提出

「河野談話」にそった解決求める

当会は8月9日、安倍首相に対し、「慰安婦」問題について被害者が納得できる解決をはかることをはじめ、女性にたいするあらゆる暴力を根絶することを求める申し入れ書を提出しました。この申し入れには会からは三役らが出向き、政府からは内閣官房、外務省、文部科学省の各担当者が出席しました。



政府に申し入れる(左から)池内さおり衆院議員と吉川、大森、棚橋の各氏

具体的に問題点を指摘して対応を要請

申し入れでは、まず吉川代表から申し入れ書の内容にもとづき、「慰安婦」問題については「河野談話」にそった解決が日本政府の責務であると述べ、この問題の先送りは日本における女性への暴力や女性の人権を軽視するものであるとし、

取組みの強化を求めました。

また、出席した各省等職員にたいし、以下のような問題点を具体的に指摘して改善・検討を求めました。

①日本政府は、昨年の「日韓合意」に基づき「慰安婦」問題の解決を前進させるうえでは、10億円の拠出金の使いかたは韓国政府および韓国で設立された財団に任せべきである。

②内閣府は各省に対し「慰安婦」問題に関して所有している資料の提出を求めてきたが、各省からはほとんど提出されていないという。

そんななかで、民間団体が「河野談話」で述べられている調査活動の継続に協力する立場で592点の資料を提出したが、政府は、保管期限が切れたことを理由にこれを提出団体に返却してきた。これは承認できない。

③中学教科書のなかで「慰安婦」問題を記述している教科書はたった一社のものだけであり、記述されている量は3行である。しかも、教科書検定によって「慰安婦」問題に関する政府見解を記載することが条件とされたが、その文章は2007年の政府見解と異なっている。これは正すべきである。

④日本人の「慰安婦」で公然と名乗り出た人はいないし、政府の手も差し伸べられていない。「河野談話」においてもその存在は認めており、政府として調査をおこなうべきである。

これらの申し入れ等について、出席した各省等職員からは経過など、一定の説明はありましたが、引き続きその後の経過報告をもとめてゆくことが必要です。

今回の申し入れは当会としては初めてのとりくみでしたが、当会参加者からは、こうした具体的な行動が大切であるという感想が一致して出されていました。

今回の申し入れの原文は本号に別紙で挿入しました。また、「赤旗」に掲載されたこの申し入れに関する記事を2ページに掲載しました。

当会は今年度総会で「慰安婦」問題の解決をめざす取組みを強めることを決定しましたが、それを具体化する取組みとして7月24日に開催した運営委員会で、「慰安婦」問題を「河野談話」にそって解決することなどを求める政府あて申し入れをおこなうことを決めました。

この日の申し入れには、当会運営委員でもある日本共産党衆院議員池内さおり氏が紹介議員として同席しました。会からは吉川春子代表、大森典子副代表、棚橋昌代事務局長ら7人が参加しました。

第21回ゼミナール

杉井静子弁護士が講演

憲法24条 **改憲** は 日本をどこへ導くか

7月24日、文京シビックセンターで、第21回「慰安婦」問題とジェンダー平等セミナーを開催しました。東京都知事選挙の最中にもかかわらず41名が参加。24条改憲問題や「日韓合意」は解決になるのかなど、高い関心の集中したゼミナールになりました。

開会あいさつに立った吉川春子代表は「テーマは憲法24条。女性差別で成り立った『慰安婦』制度。参議院選挙の結果、改憲勢力によって衆参の3分の2を占められたいま、しっかり条文を学ぼう」とあいさつしました。

杉井静子弁護士が80分にわたって「憲法24条（個人の尊厳と両性の本質的平等）の改憲は日本をどこに導くか」と題して講演しました。当ゼミでの講演は2回目となる杉井さんは、自民党改憲草案と現憲法の言葉一つひとつの違い—改憲勢力のいう「家族」とは私たちがイメージする「家族」ではなく、かつての家制度のこと、さらに現民法の古臭さを紹介すると会場から驚きの声があがりました。

「日韓合意」と当会の考え方

大森副代表が報告

ひきつづき、当会大森典子副代表が「日韓合意」の実行を求める当会の考え方を報告しました。報告では、CEDAW（「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」、略称：「女子差別撤廃条約」）など国際社会の認識を紹介し、さらに「河野談話」継承をいう日本政府にその実行を迫ることこそが解決の道だと、今後の取り組みもふくめて報告しました。

講演と報告に基づき、3つのグループに分かれて討論をおこない



第21回ゼミナールは41人が参加した

ました。参加者の問題意識にそってより深めることができました。

「慰安婦」問題 解決を早急に 市民団体、政府に要請

川氏は「慰安婦」問題の先達... 解決は国際社会に訴える義務であり、女性... への責任の典型である... ました。

「慰安婦」問題を始め、明確にする中国、ア... かつては昨年12月、日... 韓政府が合意。しかし... 補償▽日本... 被書者を置き去りにし... 政府交渉だったなど... などを求めました。

政府の責任を認めた... 政府に求めつつ、け... い」と話しました。

「河野談話」に... 政府からは内閣府、... 外務省、文部科学省の... 担当者が出席しまし... ました。

「慰安婦」問題の解決を早急に入れる（右から）大森、吉川、池内の各氏=9日、国会内で

「慰安婦」問題の先達... 解決は国際社会に訴える義務であり、女性... への責任の典型である... ました。

「慰安婦」問題の先達... 解決は国際社会に訴える義務であり、女性... への責任の典型である... ました。

「慰安婦」問題の先達... 解決は国際社会に訴える義務であり、女性... への責任の典型である... ました。

「慰安婦」問題の先達... 解決は国際社会に訴える義務であり、女性... への責任の典型である... ました。

小さな疑問でも声をあげ討論すること、学び、事実を伝え、解決を促進していくことを確認し、水野磯子副代表の閉会挨拶で終了しました。（講演と報告の概要は4、5ページに掲載）

吉見裁判 のその後

高裁での完全勝利めざす

吉見義明中央大学教授が桜内文城元衆議院議員に対して起こした損害賠償請求訴訟（吉見事件）について、今年1月20日に東京地裁は原告吉見教授敗訴の判決を出しました。これに対して弁護団は直ちに控訴し、東京高裁での審理が5月31日から始まりましたが、高裁では実質的な審理を行わず、第1回目の弁論期日に結審となることが多いので、弁護団としてはそのような事のないように、しっかりと原判決の誤りを正す審理をしてほしいと考え、第1回の弁論期日に臨みました。これに対して裁判所は被控訴人（桜内）から出された答弁書に対する反論を当方に求め、さらにその反論を相手方が提出し、それに対する当方の反論とさらにその再反論を相手方がする、と言った段取りで次回期日前に双方の主張が出尽くすような手続きを定めました。

こうした双方の主張を踏まえて第2回目の弁論期日が9月6日に開かれますが、ここで控訴人としては原判決の問題点をえぐり出し、高裁の裁判官に原判決を全面的に見直す判決を出させるために、証人と控訴人本人の尋問を要求していくつもりです。引き続きご支援をお願いいたします。（弁護士・大森典子）

連載

第5回

吉川春子

過酷な「慰安婦」たちの逃避行

敗戦目前、ビルマに「離れた日本国」構想

ビルマ従軍軍医の慧眼氏らは1945(昭和20)年3月、第28軍司令官より本拠地調査を命じられた。『もし日本が本土決戦に敗れても「離れた日本国」を作り最後の一兵まで遊撃戦を展開するのに、南シャン高原が適地であるか』の調査を終えペゲー山系から帰隊したのは1カ月後だった。

しかし事態はさらに緊迫していた。イギリス軍のラングーン攻撃近し、方面軍司令官がラングーンを逃げ出しモールメントに飛び去った！

4月27日、「策はやて隊」(笠置慧眼隊長)も二八軍司令部と共に転進した。前年12月に移駐したばかりの3つの「慰安所」翠香園、曙食堂、八雲荘を閉鎖し、女性達も髪を切り将校服で男装して同行したことは前号で書いた。重症患者、軽症患者(兵士)を伴っての退却である。敵の攻撃を避け獣道を通り、野宿、雨季で増水の河を渡る(「策はやて隊」は舟で渡った)、飢えとの闘い…、困難が女性達をも襲う。

野象に踏まれてみまかりし慰安婦

移動中道路に人の背の高さほどの木に墨痕も鮮やかに「山口ツヤ之墓」と書いた墓標が立っていた。以前女性が野象に踏まれて死亡した噂は本当だったのだ。「この女性は萃香園の女だったので下級将校の私には縁がなく顔は知らなかった。素朴な墓標だったが書体が見事だったこと、さらに野象に踏まれて死んだという奇妙なことだった女

性の名前だけは44年経った今でも覚えている」(慧眼)。
★敵ならぬ象に襲われいとほしくペゲーの山にみまかりし戦友

(とも)～軍司令官

象に襲われた別の女性(仮にSとする)は足の骨を、慰安婦たちの責任者I氏(第二八軍傭人隊)は肋骨を折った。しかしI氏はSさんを背負ってペゲー山系を横断、シタン平地も突破した。

戦後70年を生き抜いて、今

8月18日ペゲー山系を脱出した一行(54師団)を待っていたのは日本敗戦の報であった。28,000人の将兵の生存者14,000人、生存率は50%に満たない。糧秣が底を尽きこれ以上長引けば全員死の危険があった。包囲網からは脱出したが大きな損害を生じた。

象に骨折させられたSさんは日本に生還した。I氏の名簿によって私はSさんの本籍地を訪ねた。Sさんの名簿の備考欄には「戦傷」と書かれており気がかりだったが、親せきの方の話では、家庭も持った。いま父の本籍地にSさんはいない。もし、Sさんにお会い出来れば私にとっては初めて、日本人「慰安婦」の生の姿に接することになる。

(以下次号)



Sさんの本籍地に向かう一行。
右から二人目が筆者。

新運営委員紹介

渋谷絹子さん(東京)

この4月から、新運営委員に加わりました。

「慰安婦問題」は歴史の流れで正されるように思っていました。昨年末の「日韓合意」の発表に喜びましたが、日本政府は形だけのお詫びと反省で幕引き。

この会のゼミナールや「沖縄



フィールドワーク」に参加し、「慰安婦」問題に取り組んでいる方々と知り合い、もっと学びたい、問題解決のために、会として何ができるかと前向きな気持ちになっています。



フィールドワーク」に参加し、「慰安婦」問題に取り組んでいる方々

会費納入のお願い

会報誌5月号(前号)に2016年度からの会費値上げについてのお知らせを掲載し、会費の振込をお願いする振込用紙を挿入しました。

8月末時点で、2015年度会費が未入金の方は165人、2016年度は391人です。

会費納入状況等のお問い合わせは下記をお願いします。

y-hara@sweet.ocn.ne.jp

憲法24条(個人の尊厳と両性の本質的平等)

自民改憲草案がねらうもの



講演の概要

1. 自民党の改憲草案 (2012/4/28発表) を見る

現行憲法第24条〈家族における個人の尊厳と両性の平等〉

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

改憲草案24条(家族、婚姻等に関する基本原則)

家族は社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。(第1項新設)

2 婚姻は～両性の合意に基づいて成立……(「合意のみ」の「のみ」削除)

3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、……(家族、扶養、後見→加入、配偶者の選択→削除、家族→親族に変更)

2. これに至る経緯

2004年、自民党政務調査会、憲法調査会憲法改正プロジェクトチームの「論点整理」では、現憲法24条は家族や共同体価値を重視する観点から見直すべき、現憲法25条において、社会連帯共助の観点から社会保障制度を支える義務・責務のような規定を置くべきとし、女性団体等から家制度の復活ではないかと猛反発され「大綱」では入れなかったが、2012年の改憲草案ではこれを引きついだ。

3. 憲法24条の性格

戦前は男性30歳、女性25歳まで親の同意、それ以上でも戸主の同意が必要だったので、「両性の合意のみ」という言葉は大変重い。市民権の側面では戸主が絶大な力を持つ家制度の下での、夫と妻の従属関係(例:妻の無能力)を改め、夫婦同権とした。女性差別の撤廃の観点では、「家」のため「男性」のための家族生活からの女性の解放、即ち個人の尊厳(13条)、法の下での平等(14条)の原則を、家族生活においても宣言。24条は女性の権利宣言だ。家族生活の経済的保障がなければ「個人の尊厳と両性の本質的平等」は維持できない。国家による社会保障、労働権の保障、教育権の保障に裏づけられ初めて民主的な家庭は築かれる。社会権的側面として、24条は家庭を社会的に、国家的に援助することを規定しており、25条とあわせて読む必要がある。現憲法は家族について24、25条できちんと規定している。

弁護士
杉井静子



ゼミナールの講演と報告

4. 改憲草案一般の危険性(人権規定に関して)

「公益及び公の秩序に反しない限り」人権は認められる(改憲草案12条、13条、21条②)。「個人の尊重」から「人としての尊重」と置き換え、個性を認めた上での「個人」の平等ではない。「生まれながらに有する基本的人権」ではなく国家から与えられる権利で、国家によって剥奪制限できる。立憲主義に反し近代憲法とはいえない。

5. 改憲草案24条がねらうもの

①家族は「公共」の最小単位とし、家族の名の下での女性の個人としての尊厳の抑圧。固定的性役割分業にもとづく家族の押しつけ、女性のライフスタイルの自由の侵害
②多様な家族(家庭)を許さない。「家族の一体感」の名の下で法律婚を「正当な婚姻による家族」とし、それ以外の家族(事実婚など)を認めない。「氏は単なる個人の呼称ではなく、生活共同体たる家族の呼称として、夫婦親子の一体感を確保する上で重要な役割を果たしている」とし、最高裁の夫婦同姓規定は合憲との判決(2015.12.16)もこの延長線上にある。
③家族の相互扶助義務の強制。日本型福祉の名の下での育児・介護を家族の責任として押しつけ社会

〈5ページへつづく〉

保障をサポタージュし、25条の形骸化をはかる。民法にのこる親族扶養義務の維持・継続（730条：親族間の扶け合い、877条：直系血族（6親等まで）及び兄弟姉妹の扶養義務）

④民法改正CEDAWの勧告（男女で違う法的婚姻最低年齢の規定、夫婦同姓、女性の再婚禁止期間の撤廃）にみるように古いものが残され改正が不十分。特に民法の親子規定では親子が従属関係のまま。

6. 改憲草案（戦争をする国の憲法）の中でとらえると

ひとり親家庭の貧困率は2人に1人と高く高学費、給付金・奨学金のない中で、家庭の貧困が教育の格差につながる。24、25条と逆行。防衛省は経済的徴兵制を検討。この草案は軍事国家を支える家庭

（家族）を狙っている。

7. 「慰安婦」問題とどうかかわるか

戦争は最大の人権侵害。戦争こそが女性たちに対する最も深刻な人権侵害を生む。

戦前の女性たちは兵士を産む道具（家族では妻、母）、男性の性欲のはけ口（公娼制度の下での妓生）の二つの面で戦争に協力させられた。日本の侵略戦争は銃後の母と「慰安婦」で支えられ、その根っこには貧困があった。

今も沖縄では米軍の性暴力事件が多発。公益、公の秩序で女性の人権が踏みにじられていく。24条改憲は、家庭、女性の狭い問題ではなく、この国を「戦争する国」に変えていく過程の「国家総動員」のためである。



参加者が3グループに分かれて討論をおこなった

会議が政府に提出した「解決提言」＝“事実を認めた上で真摯に謝罪して賠償し、教育をする”を実行させることである。これまで様々な国連の人権に関する委員会が出してきた勧告に従わせる。2016年CEDAWは、日韓合意は被害者の意見を十分踏まえていないと日本政府に勧告。日本政府はそれに抗議するなど、「合意」同様、国際水準とかけ離れている。

3、合意後の日本の市民の課題

世論調査は、日本では「これで解決した」が50%近く、韓国では28%。運動体の共通認識は、“「合意」は解決ではなく、解決は「解決提言」の実行”である。私たちがすべきことはCEDAWの最終所見を実施せよという運動。CEDAWの最終所見はこの問題全体の解決に日韓合意も位置づけ、“日韓合意の実施に当たって、被害者の見解を十分に踏まえよ、被害者に対してまず真摯な謝罪、その前提として加害と被害の事実をきちんと日本政府が認めて謝罪、被害者の被害回復の権利を確保、韓国以外の被害者にも同様の解決を、教育を通じて次の世代に伝えること”。この内容は日本政府が国際社会に承継していると公言する「河野談話」の内容と重なる。河野談話とCEDAWの勧告を手がかりに「本来の解決」をめざすべきである。

（講演および報告の文責・棚橋昌代）

女性差別撤廃委員会最終所見と「日韓合意」

報告の概要

◆日韓合意（2015年12月28日発表）についてどう考え、何をすべきか

1、合意の内容と安倍内閣の考え

「合意」は、決った文章はなく岸田外務大臣が外務省のHPに掲載。河野談話（1993/8/4発表）の事実のまとめの文言は継承しているが、河野談話で認めた、「慰安婦」問題が軍の関与の下に女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であるという部分を確認したのではないことがこの1月の国会での安倍内閣閣僚達の発言で判明。“強制連行はなかった。性奴隷ではない。戦争犯罪のようなものを認めたわけではない。女性たちは、当時合法的に存在した「公娼」であって日本政府に責任はない”等と発言。

副代表
大森典子



安倍首相は“これは外交交渉で韓国大統領に謝罪しているので、被害者に直接謝罪はしない、10億円は賠償ではない、韓国以外とは何もしない”と声明。「合意」の文言は河野談話と一部重なっているが、その前提とする事実“日本政府には責任がないが外交交渉だから謝罪する。子や孫にいつまでも謝罪させるわけにはいかないから「不可逆的解決」をした”というもの。

2、本来あるべき解決は

問題解決には2014年アジア連帯



青森・母親大会講演 に「慰安婦」問題が



青森県母親大会（6月26日・八戸）記念講演は、戦争への道は許さない「女たちの戦争と平和」と題して、池田恵理子さん（「女たちの戦争と平和資料館wam」館長）がおこないました。

ご自身がNHKディレクターとして沖縄の「慰安婦」ペ・ポンギさんを取材するなど、数多くの「慰安婦」問題を取り上げてきた経験や、キムハクスンさんが名乗り出た1991年まで「慰安婦」問題が問題にならなかった日本社会、女性戦犯法廷を取り上げたETV2001への、当時副官房長官だった安倍晋三の政治介入、今現在にいたるNHKの問題を具体的に語りました。

安倍政権が教育と報道を抑え込み、戦争への道を進んでいるが、あきらめてはいけない、不正義は続かない、「慰安婦」問題解決を目指す道は、アジアの人々と連帯する道、戦争へ向かう勢力に抗い続けていく道であると、結びました。

参院選挙で野党共闘統一候補者のたなぶまさよさんも元気に登壇し、参加者にアピール!!戦争する国にはしない決意が高まりました。

（青森 五十嵐吉美）

埼玉・戦争展

「日本こそ慰霊の碑、 平和の碑を」に拍手

「2016平和のための埼玉の戦争展」（7/30～8/1）で吉川春子代表が「日本軍『慰安婦』問題の真の解決をめざして」と題して話しました。

昨年の暮れの「日韓合意」、この7月28日の「和解・癒し財団」の発足があり、タイムリーであったためか、会場いっぱい50余名の参加があり、吉川さんのお話とパワーポイントに集中しました。

吉川さんは、日本軍の侵略した地、その全てに設けられた慰安所マップを示し、1991年金学順（キムハクスン）さんの名乗りから今日の国際社会の厳しい決議や勧告に到る経緯を、丁寧に説明されました。

今年の8月14日で名乗り出て25年、四半世紀経っても日本政府が解決できない「慰安婦」問題。私たちはどうしたらよいか——不充分であっても「河野官房長官談話」を大切に、その中身の実現を日本政府にせまること、少女像の撤去を、基金10億円抛出の条件にしているが、「日本は植民地支配した加害国として、日本こそ慰霊の碑、平和の碑を立てるべき」と主張した吉川さんの話に、会場から拍手が起きました。

じっくり戦争そして加害責任について考える場になりました。

（埼玉 柴田広子）



愛知・戦争展

日本の加害を考える シンポジウム開く

8月11～14日、愛知・名古屋市公会堂で「2016あいち平和のための戦争展」が開催されました。「日本軍『慰安婦』ってなあに」コーナーには百号サイズの「慰安婦」の絵が何枚も展示され、日本人「慰安婦」の展示もあり関心を集めました。

2日目の12日、「アジア太平洋平和文化フォーラム」の発足5周年記念シンポジウム「中国、朝鮮半島、アジアから日本の憲法を考える」が同会場で3時間余にわたって行われました。【写真】

中国、韓国、日本各2人のパネラーが発言、中国のウシャピン中国民間平和交流会・会長は「最近の日本は政府はじめ右翼勢力が強くなっていると感じる。日本のマスメディアは中国よりもひどい」、金宗鎮・愛知朝鮮中高級学校元校長は「日本では朝鮮の民族教育が禁止されている」「戦争犯罪人が処罰されていない」と発言。

吉川春子当ゼミナール代表は「安倍総理が何といおうと国民は憲法9条改悪に強く反対している。しかし『慰安婦』問題などアジア諸国人民への加害の認識は乏しい」と指摘しました。

130人が参加し、活発な意見も出ました。コーディネーターは水野磯子・アジア太平洋・平和文化フォーラム共同代表・事務局長。舞踊、歌などの文化行事もありました。（吉川春子・記）

特別寄稿

「従軍慰安婦」は佐賀にもいた

佐賀の遊郭街跡探訪記

関家小夜子さん

戦時中「従軍慰安婦」にされてビルマまで行った日本人女性の中に佐賀出身の女性がいた。「出身地」を見たいので案内してほしい——元参議院議員の吉川春子さんの依頼で3月11日、夫が現地を案内することになり、私も同行した。

そこは佐賀市伊勢町で江戸時代は長崎街道がこの町を通り、同時に、九州唯一の伊勢神社の門前町にもなっていた関係で、街道沿いに10軒ほどの旅籠（はたご）が並んでいたという。本物の「お伊勢参り」は日数と費用が掛かるので、佐賀の「お伊勢参り」ですます人達が九州各地から来ていたらしい。

「飯盛り」と言われた女たちもいたのであろう。昭和になってからも一部が遊郭として残り、「従軍慰安婦」にされた女性はこの地からビルマに渡ったのではないだろうか。自分の意志で行ったのか、だまされたのか詳しいことは分からない。

現地に来てみると遊郭跡は8階建てのマンションが建っていた。70年以上前の一人のお女郎さんの消息など分かるはずがないと思った。

戦前から佐賀の遊郭街と言えは今宿が有名であり、市内の人達はよく知っていた。どのような環境だったのかと思い、足を延ばしてみた。

今宿は有明海に通じる佐賀江川の船着場の南にあり、幅2間の堀川が広さ約4千坪の遊郭街の四周を取り囲み、外部に通じるのはたった2本の石橋だけである。橋の名前はどちらも室園橋（むろぞのはし）で、長さ4メートル幅3メー

トル。橋の石柱に橋名と17の女郎部屋の名が彫られていた。「赤星」「名月楼本店」等々、堀川は水はきれいだったが、幅は広がった。そして橋は2本のみ、お女郎さん達の逃亡を防ぐための川であることがわかる。

樋口一葉の『たけくらべ』によると、吉原は「おはぐろどぶ」と板塀に囲まれていたとあるが、同じ役割だったに違いない。この郭内には、事務所や「交番」と呼ばれた自警団の詰所があり、争いごとや逃亡に備えていたと言う。

昔は、柳の並木があり紅いぼんぼりが灯されていたらしいが、今は舗装道路で住宅街になっていた。近くのご婦人が出てこられ気さくに話をして下さったが、終戦後も経営していたいわゆる「赤線」街



橋の石柱には女郎部屋の名前が刻まれている

が消えたのが1957年（昭和32年）の春、59年前だった。

「従軍慰安婦」は朝鮮の女性達ばかりではなかった。日本人もそして日本軍が進駐して行った現地の女性達も「性の奴隷」として狩り出されていたと吉川さんは言われていた。

内外を遮断する川を見ながら、そのことの意味を突きつけられていた。

- ・戦争は更なる罪ぞ 「慰安婦」の跡たどり行く春寒き日に
- ・遊郭の名を彫り残し十七楼 数えてなぞる石の冷たさ

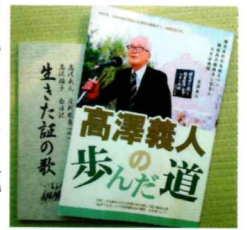
ブックレットでつながった高澤義人さんのこと

昨年の沖縄・宮古フィールドワークで知った高澤義人さん。宮古・野原に「補充兵われも飢えつつ餓死兵の骸焼きし宮古（しま）よ 八月は地獄」—高澤さんの歌碑が建てられたのは「アリランの碑」建立より3年前の2005年のこと（経緯はゼミ発行のブックレットに詳しい）。治安維持法で逮捕・拘留後補充兵として招集され、朝鮮、北満から宮古に移動、敗戦。高澤さんの戦後は、レッドパーズをたたかい、千葉県松戸の共産党市議3期を務めた方だと知って、松戸にいた私の大学の仲間にブックレットを送った。友人が読む前に、高澤さんの歌会仲間が先

に読んだという。さっそく歌会同人の山田洋さんに電話。「ブックレットで高澤さんの気持ちを初めて知りました。宮古に歌碑が建った新聞記事のコピーを見せてくれたりしたことはあったけれど、宮古に対して最初は後ろめたい気持ちがあったんですね」と、山田さん。

「慰安婦」のことを詠んだ作品を歌仲間には全く知らないという。他の会員にもブックレットを見せたいと話してくれました。（五十嵐吉美）

【写真】高澤さんの年譜冊子と歌集



「慰安婦」問題の
解決をめざして

福岡・北九州両市で学習会開催へ

福岡県では、福岡と北九州両市で「慰安婦」問題の解決をめざす学習会の開催が決定し、準備がすすめられています。いずれの学習会も当会の吉川春子代表が講師をつとめます。

福岡は9月30日開催

福岡市では、同市在住で当会運営委員でもある具島順子さんが中心となって準備を進めてきましたが、学習会は当会と新日本婦人の会福岡県本部との共催で開催します。

会場は「ふくふくプラザ」（福岡市市民福祉プラザ）視聴覚室で、午後2時から同4時半まで。問い合わせ先は新婦人福岡県本部（092-712-2905）。

北九州市は「女性の会」が主催

翌日の10月1日には北九州市で開催されます。主催は「平和とくらしを守る北九州女性の会」。同会は市議会へ「慰安婦」問題解決の要請活動をおこなってきています。北九州革新懇と北九州憲法共同センターが賛同団体です。

会場は「商工貿易会館」の多目的ホールで、午前10時から2時間。

問い合わせは先は学習会事務局（093-582-4181）。

事務局日誌
5月1日～8月31日

- 5月2・3日 フィールドワーク下見（吉川・大森・棚橋）
- 5月11日 事務局会議
- 5月31日 吉見裁判控訴審（吉川、

お知らせ

第22回シンポジウム
参加費 700円

日程

2016年11月20日（日） 午後1時開会

会場

未定

会場につきましては、確定次第、当会ブログに掲載します。または下記メールにお問合せいただければ会場案内を添付して返信します。

ブログ：「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール

e-mail : patty-peace@xd6.so-net.ne.jp

テーマ

「慰安婦」問題解決のため、私たち（日本のNGO）はいま、何をなすべきか

韓国人元「慰安婦」の金学順（きむはくすん）さんが、「自分は『慰安婦』だった」と勇気をもって名乗り出してから25年。初めて知る悲惨な体験に多くの国民は驚き、日本の加害責任について考えさせられました。93年に日本政府は「河野官房長官談話」を発し、日本政府は「慰安婦」を強制した責任を認めて謝罪・反省し、再発防止を防ぐ決意を国際社会に表明しました。そして、95年には「アジア女性基金」を設立し償い金支払事業をおこない、また、昨年12月28日、日韓両政府は「慰安婦」問題で合意し、日本は韓国政府の設立する基金に10億円の拠出を合意しました。しかしこの問題は解決するどころかますます混迷を深めています。

本号に掲載したように、私たちは8月9日、安倍総理宛てに申し入れを行いました。

なぜ、25年間も問題解決がなされないのか、今後どういう方向で日本のNGOは運動を進めるべきなのか。徹底討論をおこないます。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

シンポジストには、「慰安婦」問題で運動をしてきた、あるいは、今後運動を担うべき団体・個人に出席方を折衝中です。

- | | | | |
|-------|---------------------|-------|-----------------------|
| 6月3日 | 棚橋) | 7月24日 | 運営委員会、編集委員会、第21回ゼミナール |
| 6月9日 | フィールドワーク事前学習会 | 7月30日 | 埼玉戦争展（吉川・柴田） |
| 6月25日 | スタッフ会議 | 8月7日 | 草加市での講演（大森） |
| 6月9日 | 日本コリア協会神奈川県連学習会（吉川） | 8月9日 | 政府（内閣府、外務・文科両省）への申し入れ |
| 7月12日 | スタッフ会議 | 8月12日 | 愛知戦争展（吉川・水野） |
| 7月19日 | 事務局会議 | 8月18日 | スタッフ会議 |